第二百十七条の十五第一項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号イ中「第三百十六条の五第八号」を「第三百十六条の五第九号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第二百九十九条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五　法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求に関する事項

第二百十七条の十九中「第百七十八条の十三」を「第百七十八条の十四」に改める。

第二百十七条の二十五中「第百七十八条の八から第百七十八条の十二」を「第百七十八条の七第二項及び第百七十八条の八から第百七十八条の十二」に、「第四項」を「第十項」に改める。

第二百十七条の二十九中「第二百十七条の二から」の下に「第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から」を加え、「の見出し及び同条第一項第十七号イ、第二百十七条の十六」を削り、「第二百十七条の二十（見出しを含む。）」を「第二百十七条の二十第一項」に、「及び第二百十七条の二十六（これらの規定の見出しを含む。）」を「見出しを含む。）、第二百十七条の二十五の見出し、第二百十七条の二十六（見出しを含む。）」に改め、「、第二百十七条の二十五中「法第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三」と」を削り、「第二百十七条の十五第一項第十七号イ」を「第二百十七条の十五第一項第十七号中「第三百十六条の二十三第三項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第三項」と、同項第十八号イ」に、「法第百五十七条の二第一項」を「第百五十七条の二第一項」に改め、「第百五十七条の三第一項」と」の下に「、「第三百十六条の五第九号」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の五第九号」と」を、「の公判期日」と」の下に「、第二百十七条の二十の見出し中「第三百十六条の十三」と」、同条第二項中「第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二百十七条の二十五中「第三百十六条の二十三第二項」と」を加える。

第二百十八条中「訴因若しくは罰条を追加若しくは変更する書面」を「訴因変更等請求書面」に改める。

第二百二十二条の十四第一項及び第二百二十二条の十五第一項中「第二百九十一条第四項」を「第二百九十一条第五項」に改める。

第二百五十八条の二の見出し中「謄本」の下に「等」を加え、同条第一項中「申立が」を「申立てが」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「申立の」を「申立ての」に改め、「受けているとき」の下に「（その交付を受けるに当たり、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。）又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（法第三百十二条の二第四項（法第四百四条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）を被告人に知らせてはならない旨の条件が付され、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定された場合を含む。）又は法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による判決の抄本の交付、法第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付若しくは法第四百四条において準用する法第二百七十一条の六第四項若しくは第五項（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）若しくは第二百九十九条の六第四項若しくは第五項の規定による判決の抄本の交付を受けているとき」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、弁護人又は被告人その他訴訟関係人（検察官を除く。）から第二百五十七条の申立てがあつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置をとることをもつて、判決の謄本の交付に代えることができる。

一　第二百五十七条の申立てに係る事件において法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第二項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたとき　法第二百七十一条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置又は法第四百四条において準用する法第三百十二条の二第四項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置

二　第二百五十七条の申立てに係る事件において検察官が法第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつたとき又は裁判所が法第二百九十九条の五第三項（法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置をとつたとき　法第二百九十九条の六第三項から第五項まで（これらの規定を法第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による措置

第二百五十八条の二第三項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改め、「謄本」の下に「又は抄本」を加える。

第二百五十八条の三第一項中「前条第二項」を「第二百五十八条の二第二項」に改め、「による謄本」の下に「又は抄本」を加え、「前条第一項但書」を「同条第一項ただし書」に、「申立ての」を「申立てを」に、「を添附」を「又は抄本を添付」に改め、同条第二項中「摘記」を「摘示」に、「申立」を「申立て」に改め、同条を第二百五十八条の四とする。

第二百五十八条の二の次に次の一条を加える。

（処置をとるべきことの請求）

第二百五十八条の三　裁判所は、前条第二項ただし書の規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同項ただし書の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2　前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第二百六十条第一項中「第二百五十八条の三第一項」を「第二百五十八条の四第一項」に、「添付書類」を「添付書類」に改める。

第二百六十三条第一項中「第二百五十八条の三第一項」を「第二百五十八条の四第一項」に改める。

第二百七十八条の次に次の二条を加える。

（少年鑑別所への送致令状に代わるものの交付請求等）

第二百七十八条の二　検察官は、法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、勾留の請求に代わる少年法第十七条第一項の措置の請求（以下「勾留に代わる措置の請求」という。）と同時に、裁判官に対し、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び少年に示すものとして当該個人特定事項の記載がない前条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付することを請求することができる。

2　裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留に代わる措置の請求をされた少年に被疑事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、少年法第四十四条第二項の規定により令状を発するときは、これと同時に、少年に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものを交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。